

医学教育分野別評価基準日本版 V1.20

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード 2012 年版準拠

改訂部分抜粋

平成 26 年 4 月 18 日

細部においてここに示されていない改訂もいくつかあることをご承知ください。

改訂前

序文

(序文 3 段落目より)

ここに提案する基準は国際認証を受審する際には、自己評価の道しるべになるものであり、自己点検評価にはすべての項目・水準に関して、A. 基本的水準/質的向上のための水準にかかわる点検、B. 基本的水準/質的向上のための水準にかかわる自己評価、C. 現状改良に向けた提言、D. 問題改善に向けた提言の 4 項目の記載と資料の提示が求められる。外部評価の際にも、この基準に基づいた自己点検評価と実地検分を基に、この基準に則った形の外部評価と提言がなされるはずである。

(以下略)

改訂後

序文

(序文 3 段落目より)

ここに提案する基準は国際認証を受審する際には、自己評価の道しるべになるものであり、自己点検評価にはすべての項目・水準に関して、A. 基本的水準/質的向上のための水準に関する情報、B. 基本的水準/質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価、C. 現状への対応、D. 改善に向けた計画の 4 項目の記載と資料の提示が求められる。A-D の各項目に記載する内容としては、A には「現状説明とそれを裏付ける根拠資料」、B には「根拠資料に基づいた水準に関する現状分析」、「現状での優れた点・特徴と改善すべき点」、C には「優れた点・特徴を伸ばすための現在行われている活動」、「改善すべき点に対する現在行われている活動」、D には「優れた点・特徴、改善すべき点を踏まえた中長期の行動計画」となる。(追加)外部評価の際にも、この基準に基づいた自己点検評価と実地検分を基に、この基準に則った形の外部評価と提言がなされるはずである。

(以下略)

改訂前

1. 使命と教育成果

1.1 使命

質的向上のための水準:

- 国際保健 (Q 1.1.2)

1.4 教育成果

注釈:

- [適切な行為]は、学則・行動規範等に書かれているべきである。

2. 教育プログラム

2.3 基礎医学

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下を明示し実践しなければならない。
- 科学的知見の理解のための基礎医学の応用 (B 2.3.1)

2.4 行動科学と社会医学および医療倫理学

注釈:

行動科学、社会医学、医療倫理学および医療関連法規をカリキュラムに明示し実践することは、社会経済的、人口統計的および文化的原因の規定因子、分布および結果としての健康障害、さらにその国の医療制度および患者の権利を理解するのに必要な知識、概念、方法、技能そして態度を提供し教育することを意味する。

改訂後

1. 使命と教育成果

1.1 使命

質的向上のための水準:

- 国際保健への貢献 (Q 1.1.2)

1.4 教育成果

注釈:

- [適切な行動]は、学則・行動規範等に書かれているべきである。

2. 教育プログラム

2.3 基礎医学

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下を明示し実践しなければならない。
- 科学的知見を理解する力を涵養するための基礎医学の適応 (B 2.3.1)

2.4 行動科学と社会医学および医療倫理学

注釈:

行動科学、社会医学、医療倫理学および医療関連法規をカリキュラムに明示し実践することは、健康問題の原因・分布・帰結の要因として考えられる社会経済的・人口統計的・文化的な規定因子、さらにその国の医療制度および患者の権利を理解するのに必要な学識、概念、方法、技能そして態度を提供し教育することを意味する。

改訂前

4. 学生

4.4 学生の教育への参画

日本版注釈:

- [学生の教育への参画]とは、例えばカリキュラム委員会や教育委員会と学生代表が話し合う機会などを意味する。

5. 教員

5.1 募集と選抜方針

注釈:

(略)

- [経済的配慮]とは、教員の資金調達に関する組織の状況や資源の効率的利用を考慮することを含む。

5.2 教員の能力開発に関する方針

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 教員の活動と教育に関する方針を策定して履行しなければならない。
- 授業、研究、臨床の職務間のバランスに余裕を持たせなければならない (B 5.2.1)。
- 授業、研究、診療を中心とした活動実績を認知しなければならない (B 5.2.2)。

注釈:

- [授業、研究、臨床の職務間のバランス]には、各職務に専念する期間の提供が含まれており、医科大学・医学部の要請と教員の専門性を考慮するものである。

(以下略)

改訂後

4. 学生

4.4 学生の教育への参画

日本版注釈:

- [学生の教育への参画]とは、例えばカリキュラム委員会や教育委員会と学生代表が話し合う機会などを意味する。
- [学生の活動と学生組織]とは、教育に関わる学生の組織と自主的な活動のことであり、クラブ活動や自治会のことではない。(追加)

5. 教員

5.1 募集と選抜方針

注釈:

(略)

- [経済的配慮]とは、教員採用に対する大学の経済的状況や経済的資源の効率的利用を考慮することを含む。

5.2 教員の活動と能力開発に関する方針

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 教員の活動と教育に関する方針を策定して履行しなければならない。
- 教育、研究、臨床の職務間のバランスを考慮に入れなければならない (B 5.2.1)。
- 教育、研究、診療を中心とした活動実績を認知しなければならない (B 5.2.2)。

注釈:

- [教育、研究、臨床の職務間のバランス]には、各職務に専念する期間の提供が含まれており、医科大学・医学部の要請と教員の専門性を考慮するものである。

(以下略)

改訂前

6. 教育資源

6.3 情報通信技術

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 教員や学生が以下の目的で新しい情報通信技術を活用できるようにすべきである
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報へのアクセス(Q 6.3.2)
 - 患者の管理(Q 6.3.3)
 - 健康管理業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと健康管理情報システムへの学生アクセスを最適化すべきである(Q 6.3.5)

日本版注釈:

- [患者の管理]には電子カルテへの学生のアクセスが含まれる。

改訂後

6. 教育資源

6.3 情報通信技術

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 教員や学生が以下の目的で新しい情報通信技術を活用できるようにすべきである
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報へのアクセス(Q 6.3.2)
 - 症例に関する情報(Q 6.3.3)
 - 健康管理業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと健康管理情報システムへの学生アクセスを最適化すべきである(Q 6.3.5)

日本版注釈:

- [患者の管理]には電子カルテへの学生のアクセスが含まれる。(削除)
- [健康管理業務]とは、保健所実習、産業医実習等での健康管理業務の教育を意味する。

改訂前

7. プログラム評価

7.4 教育の協働者の関与

基本的水準:

医科大学・医学部は

- プログラムのモニタと評価に次の項目を含まなければならない。
 - 教員と学生(B 7.4.1)
 - プログラムの統轄と運営(B 7.4.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は、

- 他の関連する教育の協働者が以下の項目をできるようにすべきである。
 - 課程およびプログラムの評価の結果を閲覧すること。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の業績に対するフィードバック。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバック。(Q 7.4.3)

改訂後

7. プログラム評価

7.4 教育の協働者の関与

基本的水準:

医科大学・医学部は

- プログラムのモニタと評価に次の評価者を含まなければならない。
 - 教員と学生(B 7.4.1)
 - 統轄と管理に関与するもの(B 7.4.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は、

- 他の関連する教育の協働者に以下の項目をできるようにすべきである。
 - 課程およびプログラムの評価の結果を閲覧することを許す。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の業績に対する他のフィードバックを協働者に求める。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対する他のフィードバックを協働者に求める。(Q 7.4.3)

改訂前

8. 統轄および管理運営

8.1 統轄

基本的水準:

医科大学・医学部は

- その統轄する構造と機能が(以下略) (B 8.1.1)

8.4 管理職と運営

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 以下のことを行うのに適した管理職および専門職を配置しなければならない。

(以下略)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための内部プログラムを作成し履行すべきである。(Q 8.4.1)

注 釈:

- [管理職]とは、方針決定と方針ならびに計画の履行を支援する管理運営組織の地位にある者で、運営上の組織的構造によって異なるが—学部長室、事務局の責任者、スタッフ、財政の責任者、予算および財務局のスタッフ、入試事務局の役員およびスタッフ、プランニング、人材、IT の各部門の責任者およびスタッフが含まれる。
- [運営]とは、(以下略)
- [管理職の適切性]とは、資格に応じた規模と構成を意味する。
- [質保証のためのプログラム]には、改善の必要性の検討と運営のチェックが含まれる。

日本版注釈:

- なし

改訂後

8. 統轄および管理運営

8.1 統轄

基本的水準:

医科大学・医学部は

- その統轄する組織と機能が(以下略) (B 8.1.1)

8.4 事務職と運営

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 以下のことを行うのに適した事務職および専門職を配置しなければならない。

(以下略)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し履行すべきである。(Q 8.4.1)

注 釈:

- [事務職]とは、方針決定と方針ならびに計画の履行を支援する管理運営組織の地位にある者で、運営上の組織的構造によって異なるが—学部長室、事務局の責任者、スタッフ、財政の責任者、予算および財務局のスタッフ、入試事務局の役員およびスタッフ、プランニング、人材、IT の各部門の責任者およびスタッフが含まれる。
- [運営]とは、(以下略)
- [事務職の適切性]とは、資格に応じた規模と構成を意味する。
- [管理運営の質保証のための制度]には、改善の必要性の検討と運営の検証が含まれる。

日本版注釈:

- [専門職]とは、医師・看護師・技師等の専門職を意味する。